

10.13 史跡・文化財

10.13 史跡・文化財

造成地の存在に伴い、史跡・文化財への影響が考えられるため、埋蔵文化財包蔵地の現況について調査し、環境保全措置について明らかにした。

10.13.1 調査

1) 調査内容

埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等とした。

2) 調査方法

既存資料、聞き取り調査とした。

3) 調査地域

対象事業実施区域とした。

4) 調査結果

(1) 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

対象事業実施区域の埋蔵文化財包蔵地の位置を表 10.13-1 及び図 10.13-1 に示す。

対象事業実施区域の北端部には神明遺跡があり、縄文土器や平安時代の須恵器が出土している。

なお、神明遺跡を含む対象事業実施区域全体の現在の状況については、埼玉県教育局による試掘確認調査（トレンチ調査）の実施により確認されている。

表 10.13-1 既存構造物の規模

| 名称 | 種別 | 時代 | 所在地 |
|------|-----|--------------|--------------|
| 神明遺跡 | 集落跡 | 縄文時代 平安時代 | 鶴ヶ島市大字太田ヶ谷神明 |

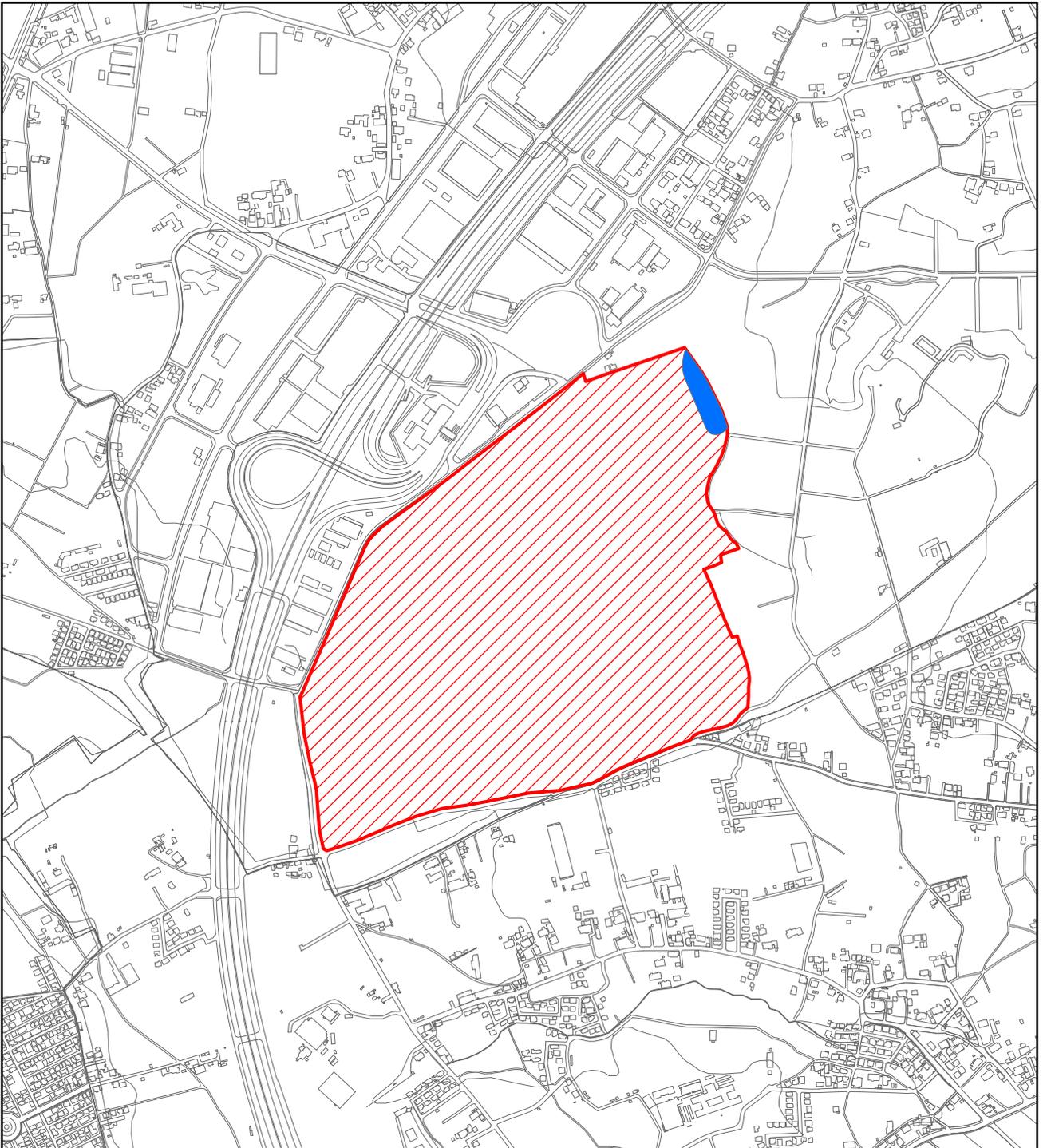
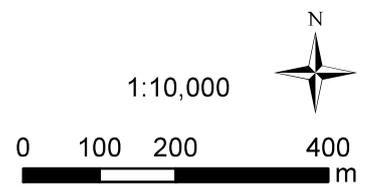


図10.13-1 対象事業実施区域の埋蔵文化財包蔵地位置図

凡例

 埋蔵文化財包蔵地(神明遺跡)

 対象事業実施区域



10.13.2 予測・評価

環境保全措置を明らかにすることにより予測・評価に代えた。

造成地の存在による埋蔵文化財に関する環境保全措置を表 10.13-2 に示す。

造成地の存在による埋蔵文化財の改変への影響は、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で回避が図られるものと評価する。

表 10.13-2 造成地の存在による史跡・文化財に関する環境保全措置

| 影響要因 | 影響 | 検討の視点 | 環境保全措置 | 措置の区分 | 実施主体 |
|--------|----------|-------------|---|-------|------|
| 造成地の存在 | 埋蔵文化財の改変 | 埋蔵文化財の改変の回避 | 工事に先立ち、文化財保護法第 94 条の規定による発掘通知を埼玉県教育局に提出する。 | 回避 | 事業者 |
| | | | 工事中に新たに埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに工事を中止して、取り扱いについて埼玉県教育局と協議を行う。 | | |